

議案第 86 号

川崎市特別職の市長の秘書の職の指定等に関する条例の制定について

川崎市特別職の市長の秘書の職の指定等に関する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 6 月 15 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市特別職の市長の秘書の職の指定等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 4 号の規定に基づき、特別職の市長の秘書の職を指定するとともに、当該秘書の職を占める職員の定数及び任期を定めるものとする。

(秘書の職の指定)

第 2 条 地方公務員法第 3 条第 3 項第 4 号の条例で指定する秘書の職は、市長の秘書の職とする。

(定数)

第 3 条 前条の市長の秘書の職を占める職員（以下「秘書」という。）の定数は、2 人以内とする。

(任期)

第 4 条 秘書の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

地方公務員法第3条第3項第4号の規定に基づき、特別職の市長の秘書の職を指定するとともに、当該秘書の職を占める職員の定数及び任期を定めるため、この条例を制定するものである。